

伊万里市地球温暖化対策実行計画
＜事務事業編＞

ストップ
ザ温暖化
いま
アクション
プログラム

2022»2030

当初制定 2001.04
(第6次改訂 2022.11)

 伊万里市

IMARI CITY

目次

I	基本的事項	P1
II	基本方針等	P3～
III	温室効果ガス排出量の現況	P6～
IV	削減目標及び将来推計値	P17～
V	目標達成に向けた取組	P21～
VI	計画の推進・進捗管理体制等	P35～
	資料編	P40～

I 計画の背景

国内外の主な動向

2015年にフランスのパリで開催された国連気候変動枠組条約*第21回締約国会議（COP21）において、「パリ協定」が合意（2016年に採択）され、世界共通の長期目標として、「世界の平均気温上昇を工業化以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」、「今世紀後半に温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と吸収源による除去量との間の均衡を達成すること」等を合意した。

2020年10月に政府は、2050年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロにするカーボンニュートラル*を宣言し、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（1998年10月公布、1999年4月施行、以下「温対法」という。）においても、改正を経て、この2050年カーボンニュートラルが基本理念として法定化された。

2021年4月には、2030年度の温室効果ガス排出量削減目標を2013年度比26%減から46%減に引き上げ、さらに50%の高みに向けて挑戦を続けることを表明し、2021年10月にこれらを盛り込んだ地球温暖化対策計画が閣議決定された。

伊万里市役所の取組

本市では、温対法に基づき、2001年4月に「ストップ ザ 温暖化 いまよりアクションプログラム」を策定した。その後、第2次（2006年4月）、第3次（2011年8月）、第4次（2017年12月）、第5次（2019年2月）と、各実行計画の計画期間や国の地球温暖化対策計画に合わせて実行計画を改訂し、市の事務及び事業において排出される温室効果ガスの削減目標達成に向けた取組を行っている。

2 計画の目的

本計画は、市が実施する事務及び事業について、市内の事業者として、温室効果ガス排出量の削減に向けた取組を実行し、国の目標である2050年脱炭素社会を目指し、温室効果ガスの排出量の削減を図ることを目的とする。

3 計画の期間

計画の期間は、2022年度から2030年度までの9年間とする。

4 計画の対象

対象とする範囲は、本市の組織及び施設における全ての事務及び事業とする。なお、市が所有し貸し出している施設については、温室効果ガスの算定対象とはしないが、使用者に対し削減努力を課すものとする。

*を付記している語句の意味については、巻末の用語解説を参照のこと。

基本方針

市は、

- ①財やサービスの消費者・購入者
- ②公共事業などを実施する事業者
- ③職員の雇用者

という3つの立場から、自らの事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の抑制や環境へ配慮した行動が強く求められている。

このことから、右の3つを基本的な柱として、環境保全への取組を推進する。



また、この計画を効果的に推進するため、次の方針で実施する。

- ① 具体的な行動をマニュアル化する。
- ② 適切な進行管理のため推進体制を整備する。
- ③ 毎年、実施状況及び結果を評価・公表する。
- ④ 継続的な改善のため、計画や行動目標を点検し、必要に応じて見直しを行う。

2

温室効果ガスの排出削減に関する方針

対象とする温室効果ガス

排出量算定の対象として温暖化対策推進法施行令第3条第1項に定められている以下の6種の温室効果ガスとする。

種類	地球温暖化係数	性質	用途、排出源
二酸化炭素 (CO ₂)	1	代表的な温室効果ガス。	化石燃料の燃焼など。
メタン (CH ₄)	25	天然ガスの主成分で、常温で気体。よく燃える。	稲作、家畜の腸内発酵、廃棄物の埋め立てなど。
一酸化二窒素 (N ₂ O)	298	数ある窒素酸化物の中で最も安定した物質。他の窒素酸化物などのような害はない。	燃料の燃焼、工業プロセスなど。
ハイドロフルオロカーボン (HFC)	12~14,800	塩素がなく、オゾン層を破壊しないフロン。強力な温室効果ガス。	スプレー、エアコンや冷蔵庫などの冷媒、化学物質の製造プロセスなど。
パーフルオロカーボン (PFC)	7,390~7,340	炭素とフッ素だけからなるフロン。強力な温室効果ガス。	半導体の製造プロセスなど。
六ふっ化硫黄 (SF ₆)	22,800	硫黄の六ふっ化物。強力な温室効果ガス。	電気の絶縁体など。

基準年及び削減目標年

国の地球温暖化対策計画と合わせて2013年度を基準年とし、2030年度の温室効果ガス削減目標を設定する。

二酸化炭素

市が直接実施する事務及び事業についてはできる限りの削減に努めるものとし、指定管理及びPFI*を適用する施設においても、同様の削減努力を求めるものとする。

その他の温室効果ガス

算定の要素となる活動量の将来の見通しが不確実なため、排出量は変動しないものとするが、対象となる事務及び事業において、発生源や設備の適正な管理と処理等の取組を推進し、可能な限り、排出の抑制に努める。

Ⅲ

温室効果ガス排出量の現況

エネルギー使用の状況

施設区分	種別	単位	2013年	2021年	増減率
			(基準年)	(直近年)	
A 施設	灯油	[L]	4,280	1,512	-64.7%
	A重油	[L]	30,500	24,000	-21.3%
	LPガス	[m ³]	738	0	-100.0%
	都市ガス	[m ³]	6,952	34	-99.5%
	電気	[kWh]	857,299	718,287	-16.2%
B 施設	灯油	[L]	183,305	147,745	-19.4%
	A重油	[L]	0	0	-
	LPガス	[m ³]	25,502	31,677	24.2%
	都市ガス	[m ³]	67,908	33,552	-50.6%
	電気	[kWh]	4,029,861	4,152,988	3.1%
C 施設	灯油	[L]	670	400	-40.3%
	A重油	[L]	16,872	38,000	125.2%
	LPガス	[m ³]	401	290	-27.6%
	都市ガス	[m ³]	0	0	-
	電気	[kWh]	9,545,828	8,252,088	-13.6%
公用車	ガソリン	[L]	63,072	49,999	-20.7%
	軽油	[L]	11,680	6,885	-41.1%
合計	灯油	[L]	188,255	149,657	-20.5%
	A重油	[L]	47,372	62,000	30.9%
	LPガス	[m ³]	26,640	31,967	20.0%
	都市ガス	[m ³]	74,860	33,586	-55.1%
	電気	[kWh]	14,432,988	13,123,363	-9.1%
	ガソリン	[L]	63,072	49,999	-20.7%
	軽油	[L]	11,680	6,885	-41.1%

施設等区分表

区分	施設等
A施設	主に職員が使用する施設 (本庁舎・水道部庁舎)
B施設	主に市民が多く利用する施設 (市民センター・コミュニティセンター・市民図書館・学校・ 学校給食センター・保育園など)
C施設	主に事業活動を行う施設 (水道施設・下水処理施設・雨水処理施設・環境センターなど)
公用車	市が所有する自動車

二酸化炭素排出量の推移<エネルギー種別>

エネルギー種別に二酸化炭素の排出量をみると、電気の占める割合が大きいが、排出係数の低減もあり2013年度には88.8%を占めていたものが、2021年度に83.4%に減少している。

【実数】

【単位：t-CO₂】

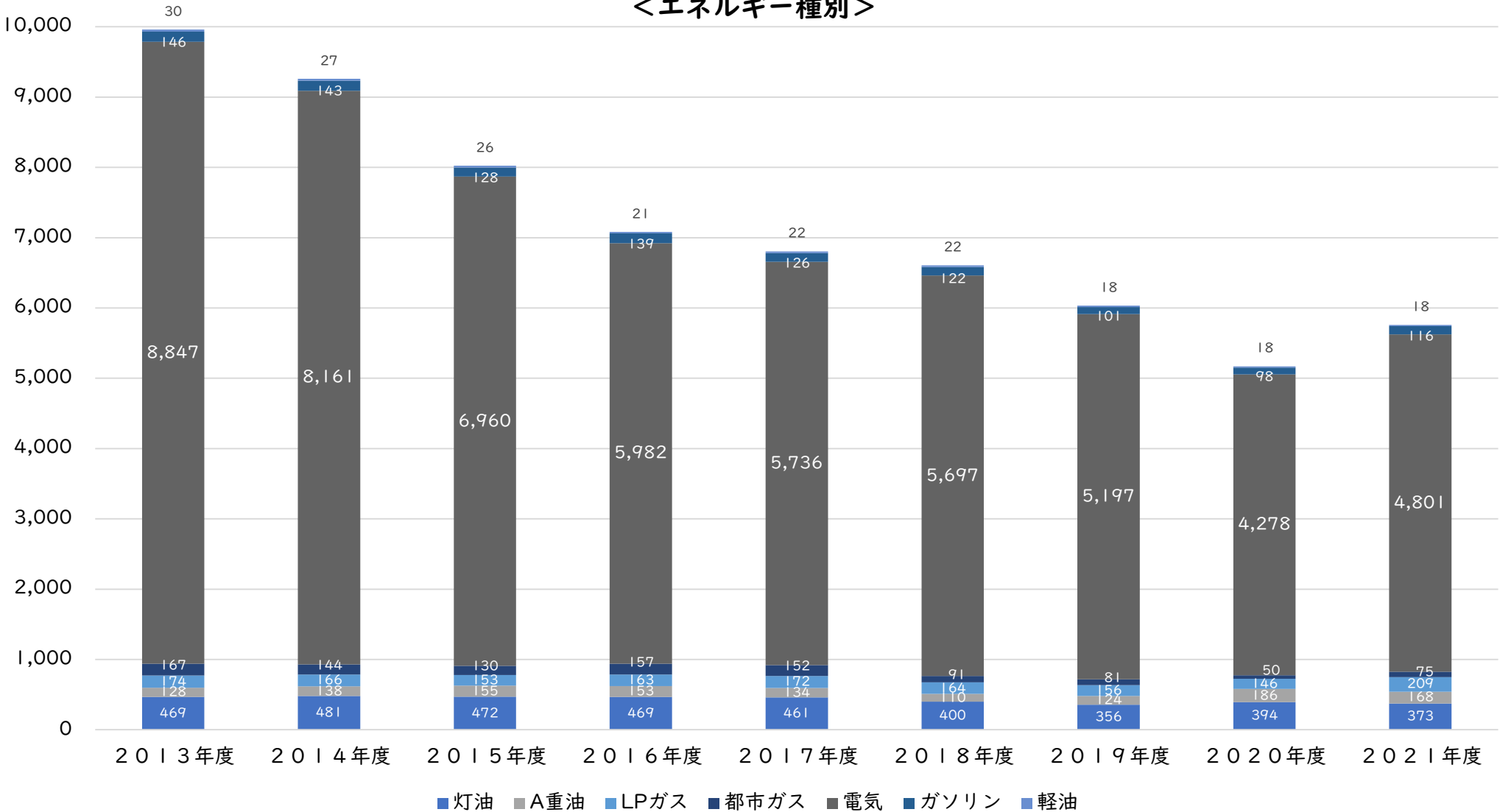
項 目	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
灯 油	469	481	472	469	461	400	356	394	373
A 重 油	128	138	155	153	134	110	124	186	168
LP ガ ス	174	166	153	163	172	164	156	146	209
都 市 ガ ス	167	144	130	157	152	91	81	50	75
電 気	8,847	8,161	6,960	5,982	5,736	5,697	5,197	4,278	4,801
ガ ソ リ ン	146	143	128	139	126	122	101	98	116
軽 油	30	27	26	21	22	22	18	18	18
合 計	9,962	9,261	8,024	7,083	6,804	6,606	6,033	5,170	5,760

【構成比】

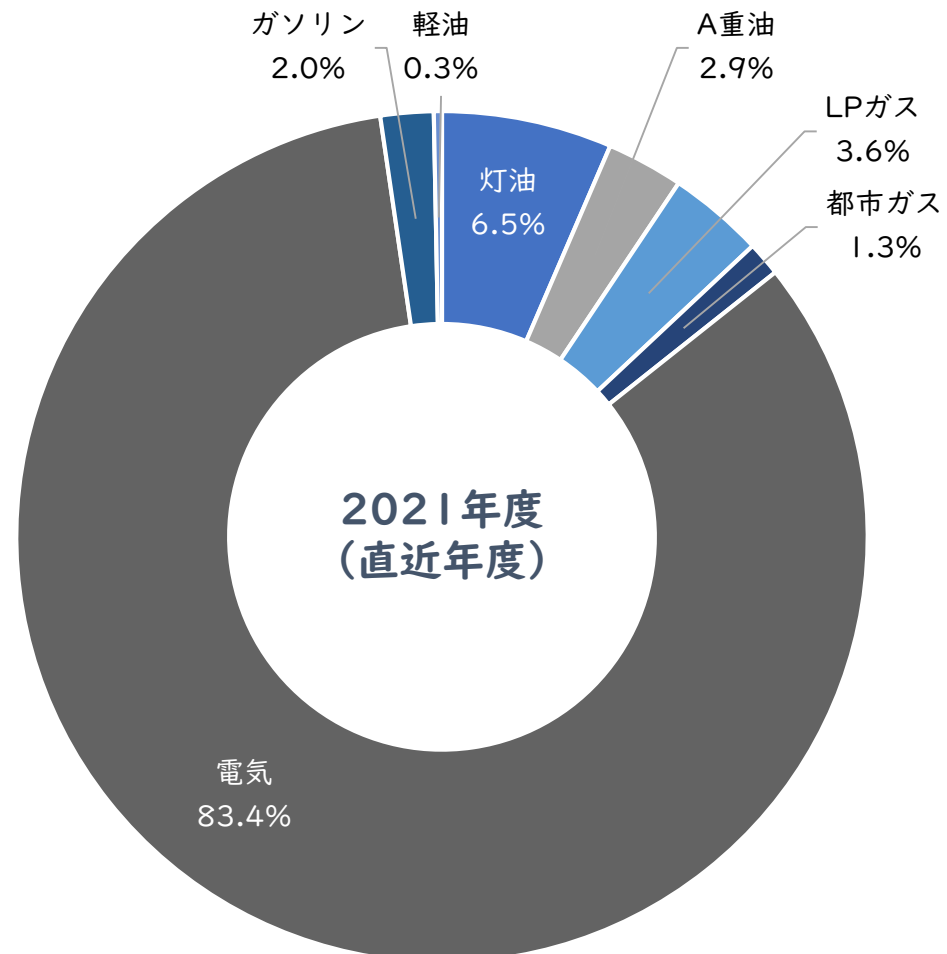
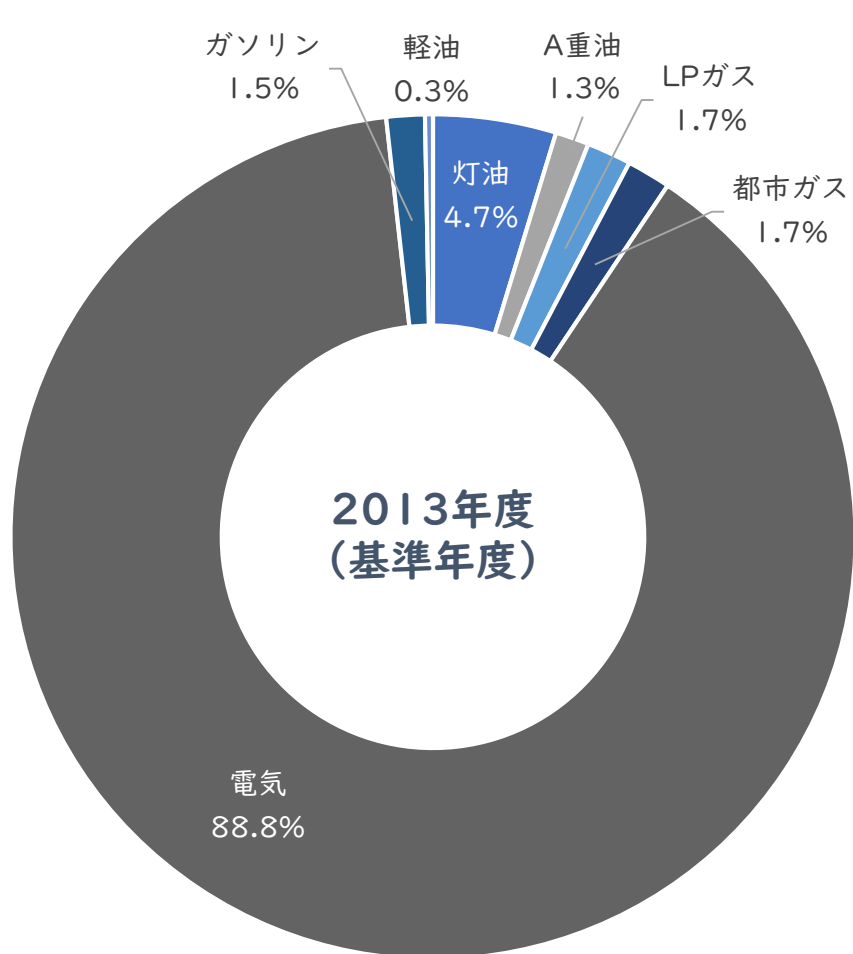
項 目	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
灯 油	4.7%	5.2%	5.9%	6.6%	6.8%	6.1%	5.9%	7.6%	6.5%
A 重 油	1.3%	1.5%	1.9%	2.2%	2.0%	1.7%	2.1%	3.6%	2.9%
LP ガ ス	1.7%	1.8%	1.9%	2.3%	2.5%	2.5%	2.6%	2.8%	3.6%
都 市 ガ ス	1.7%	1.6%	1.6%	2.2%	2.2%	1.4%	1.3%	1.0%	1.3%
電 気	88.8%	88.1%	86.7%	84.5%	84.3%	86.2%	86.1%	82.7%	83.4%
ガ ソ リ ン	1.5%	1.5%	1.6%	2.0%	1.8%	1.8%	1.7%	1.9%	2.0%
軽 油	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%
合 計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

※端数処理の関係で合計が一致しない場合がある。

二酸化炭素排出量の推移 ＜エネルギー種別＞



二酸化炭素排出量 構成比 <エネルギー種別>



温室効果ガス排出量の推移<ガス種別>

温室効果ガスの種類別に排出量をみると、95%以上が二酸化炭素によるものであり、エネルギー使用量を低減するための対策が重要である。

【実数】

【単位：t-CO₂】

項 目	記号	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
二酸化炭素	CO ₂	9,962	9,261	8,024	7,083	6,804	6,606	6,033	5,170	5,760
メタン	CH ₄	76	76	78	81	76	74	75	83	82
一酸化二窒素	N ₂ O	171	170	174	181	169	165	169	184	181
ハイドロフルオロカーボン	HFC	2	2	2	2	2	2	2	2	2
パーフルオロカーボン	PFC	0	0	0	0	0	0	0	0	0
六ふっ化硫黄	SF ₆	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計		10,211	9,508	8,277	7,346	7,051	6,848	6,279	5,439	6,024

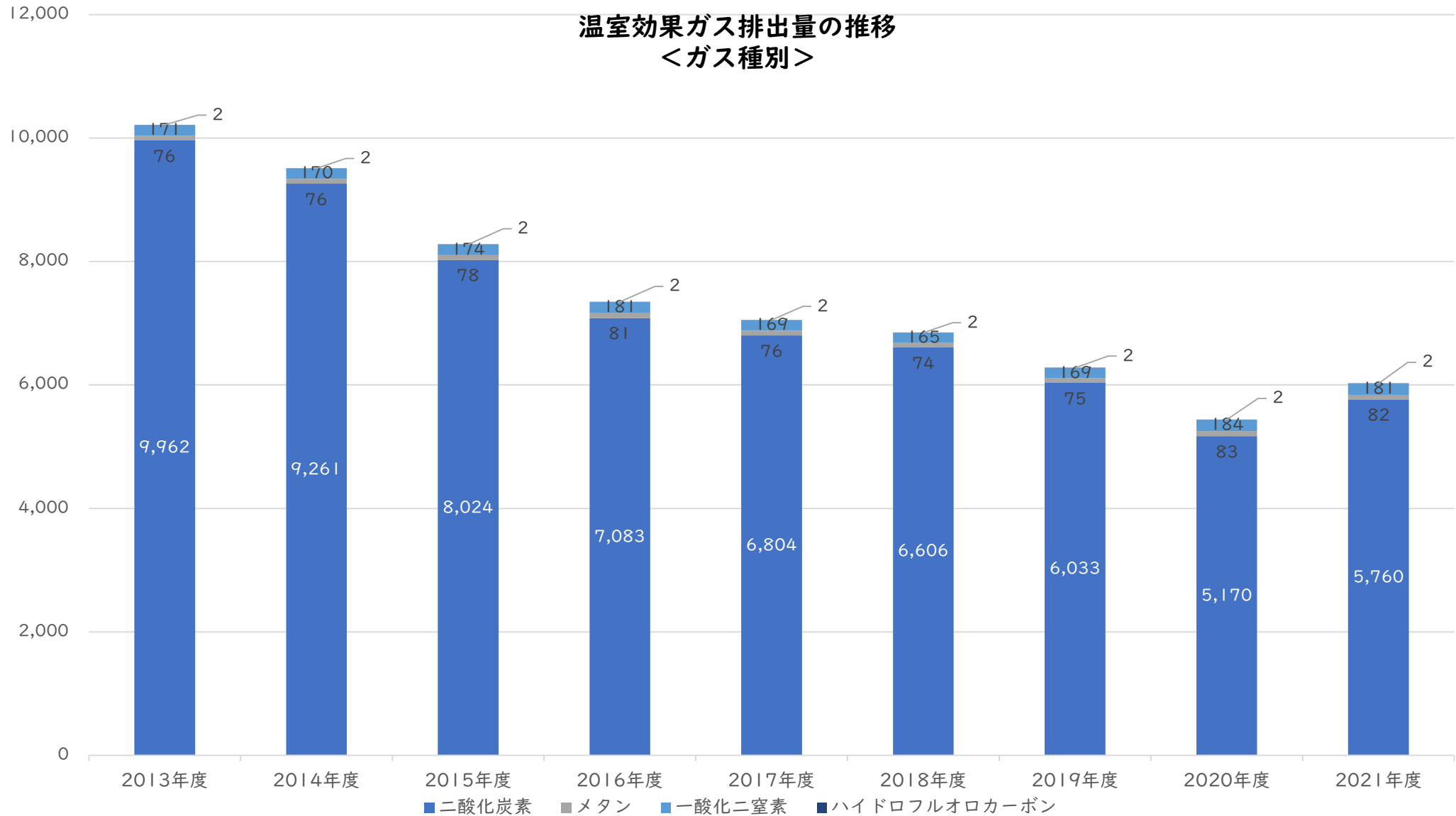
【構成比】

項 目	記号	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
二酸化炭素	CO ₂	97.6%	97.4%	96.9%	96.4%	96.5%	96.5%	96.1%	95.1%	95.6%
メタン	CH ₄	0.7%	0.8%	0.9%	1.1%	1.1%	1.1%	1.2%	1.5%	1.4%
一酸化二窒素	N ₂ O	1.7%	1.8%	2.1%	2.5%	2.4%	2.4%	2.7%	3.4%	3.0%
ハイドロフルオロカーボン	HFC	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
パーフルオロカーボン	PFC	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
六ふっ化硫黄	SF ₆	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
合 計		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

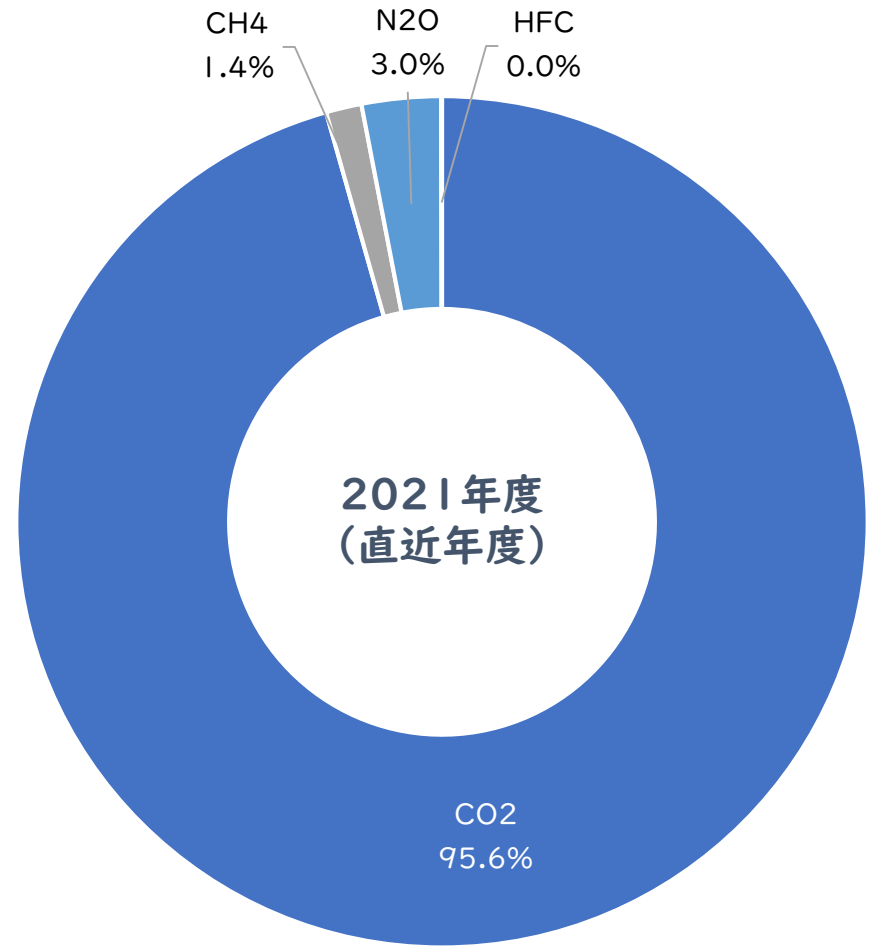
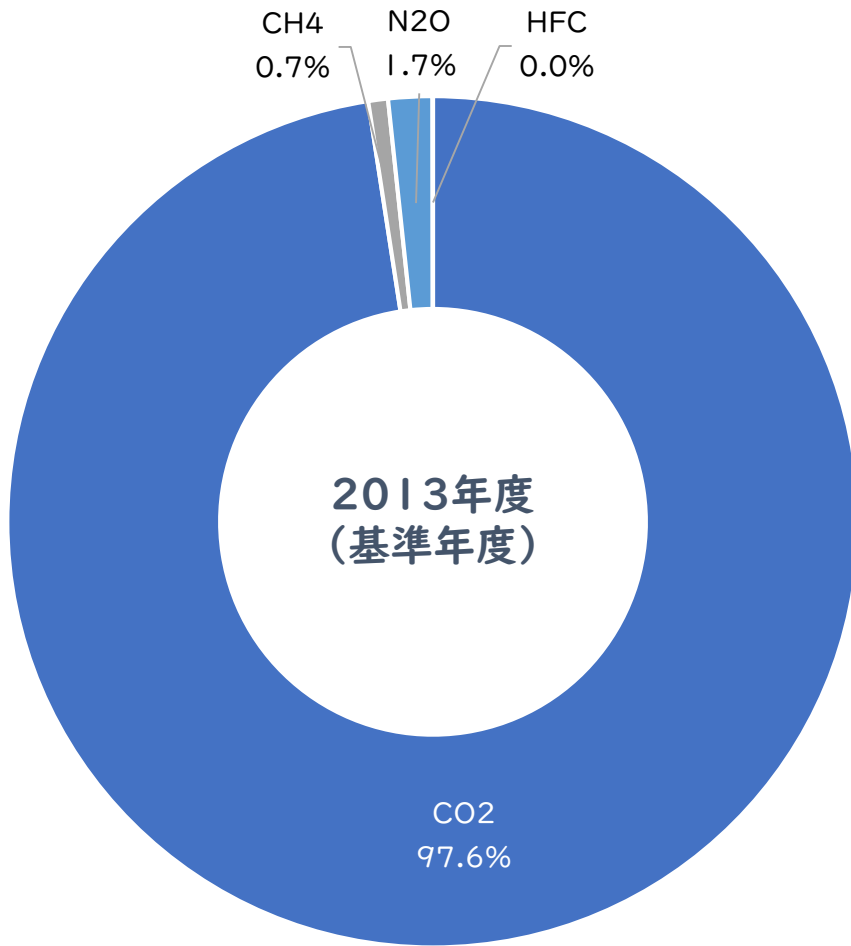
※端数処理の関係で合計が一致しない場合がある。

※パーフルオロカーボン及び六ふっ化硫黄の算定対象となる事務・事業活動はなし。

温室効果ガス排出量の推移 ＜ガス種別＞



温室効果ガス排出量 構成比 <ガス種別>



温室効果ガス排出量の推移<施設等別>

C施設でのエネルギー使用に伴う二酸化炭素排出量が半分以上を占めるが、上水道・下水道事業では容易にエネルギー使用量をコントロールできるものではないことから、再生可能エネルギーや未利用エネルギーの活用による対策が考えられる。

【実数】

【単位：t-CO₂】

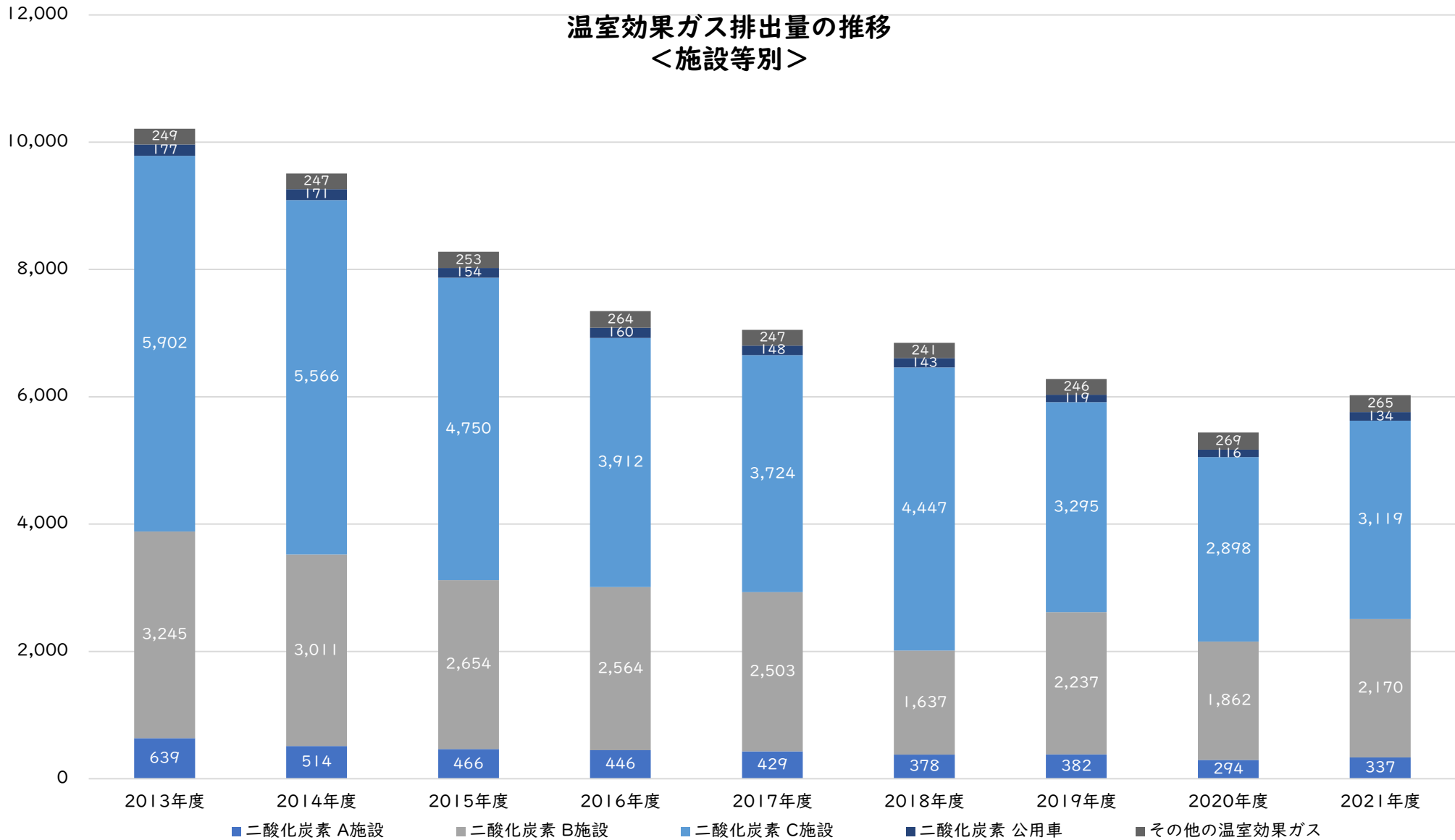
項	目	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
二酸化炭素	A 施設	639	514	466	446	429	378	382	294	337
	B 施設	3,245	3,011	2,654	2,564	2,503	1,637	2,237	1,862	2,170
	C 施設	5,902	5,566	4,750	3,912	3,724	4,447	3,295	2,898	3,119
	公用車	177	171	154	160	148	143	119	116	134
その他の温室効果ガス		249	247	253	264	247	241	246	269	265
合 計		10,211	9,508	8,277	7,346	7,051	6,847	6,279	5,439	6,024

【構成比】

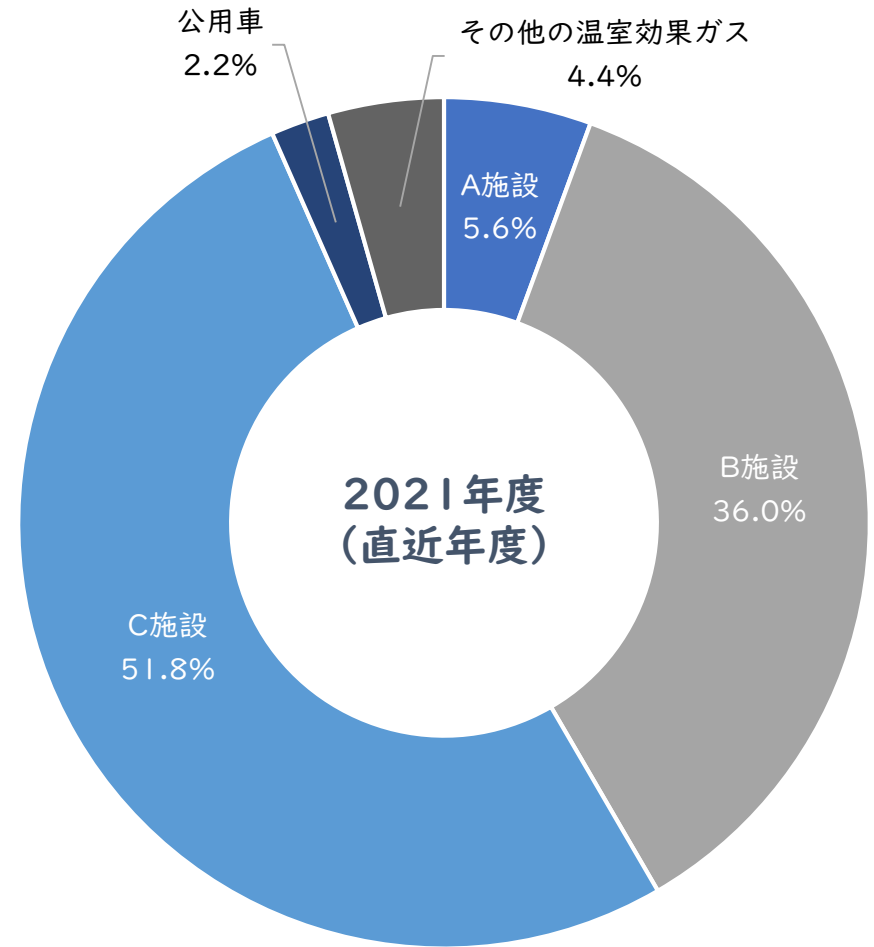
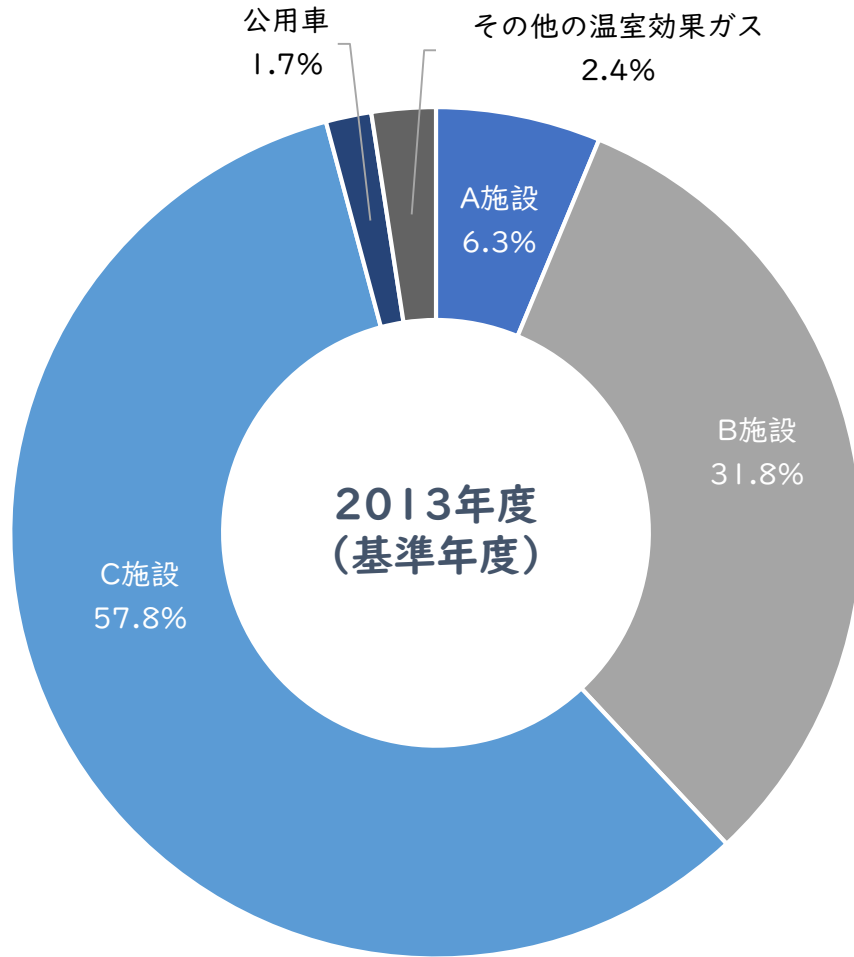
項	目	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
二酸化炭素	A 施設	6.3%	5.4%	5.6%	6.1%	6.1%	5.5%	6.1%	5.4%	5.6%
	B 施設	31.8%	31.7%	32.1%	34.9%	35.5%	23.9%	35.6%	34.2%	36.0%
	C 施設	57.8%	58.5%	57.4%	53.2%	52.8%	65.0%	52.5%	53.3%	51.8%
	公用車	1.7%	1.8%	1.9%	2.2%	2.1%	2.1%	1.9%	2.1%	2.2%
その他の温室効果ガス		2.4%	2.6%	3.1%	3.6%	3.5%	3.5%	3.9%	4.9%	4.4%
合 計		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

※端数処理の関係で合計が一致しない場合がある。

温室効果ガス排出量の推移 ＜施設等別＞



温室効果ガス排出量 構成比 <施設等別>



I 削減目標

実行計画の実施効果を明確にするため、温室効果ガス排出量について、2013年度を基準年度として、2030年度（目標年度）までの削減目標を掲げる。

温室効果ガス削減目標

国の地球温暖化対策計画における目標設定を鑑み、本市の事務・事業における温室効果ガスの削減目標を下記の通り設定する。

2030年度において、温室効果ガス排出量を2013年度から48%削減することを目指す。
さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていく。

2

施設等別の削減対策及び増加要因について

削減目標を達成するために、施設等別に下記の対策を実施し、温室効果ガス排出量の削減に取り組むものとする。

施設等区分	削減対策
A・B・C 施設共通	環境配慮契約*の推進をはじめ、電気事業者の取組や公共施設の統廃合により、電気使用に伴う二酸化炭素排出量の削減を図る。
A施設	省エネルギー機器（高効率空調機・LED照明*等）への更新と併せて、設備の運用対策の実施により、エネルギー使用に伴う二酸化炭素排出量の削減を図る。
B施設	A施設と同様に、省エネルギー機器（高効率空調機・LED照明等）への更新と併せて、設備の運用対策の実施により、エネルギー使用に伴う二酸化炭素排出量の削減を図る。
C施設	事業による活動量の将来予測が不確実なため、エネルギー使用量の見通しは現状維持とするが、空調・照明といった一般的な設備については、省エネルギー機器（高効率空調機・LED照明等）への更新及び運用対策の実施により、エネルギー使用に伴う二酸化炭素排出量の削減を図る。また、浄化センターにおいて消化ガス発電を導入し、発電した電気を施設内で使用することにより、電気使用に伴う二酸化炭素排出量の削減を図る。
公用車	エコドライブ*の励行、低公害車*の導入推進により、公用車燃料の使用に伴う二酸化炭素排出量の削減を図る。
施設等区分	増加要因
A・B施設	2019年度に小・中学校の普通教室を主としたエアコンの設置、また、2021年度に市役所庁舎に天井埋め込み型エアコンを設置したことによって、電気消費量が増加するため二酸化炭素排出量の増加要因となる。

全体の基準値及び将来推計値

前項に示した対策を実施することにより、2030年度に基準年比で最大**48.3%**の削減が可能であると推計された。

基準値（2013年度）
10,211 t-CO₂換算

-48.3%

将来推計値（2030年度）
5,270 t-CO₂換算

施設等別の基準値及び将来推計値

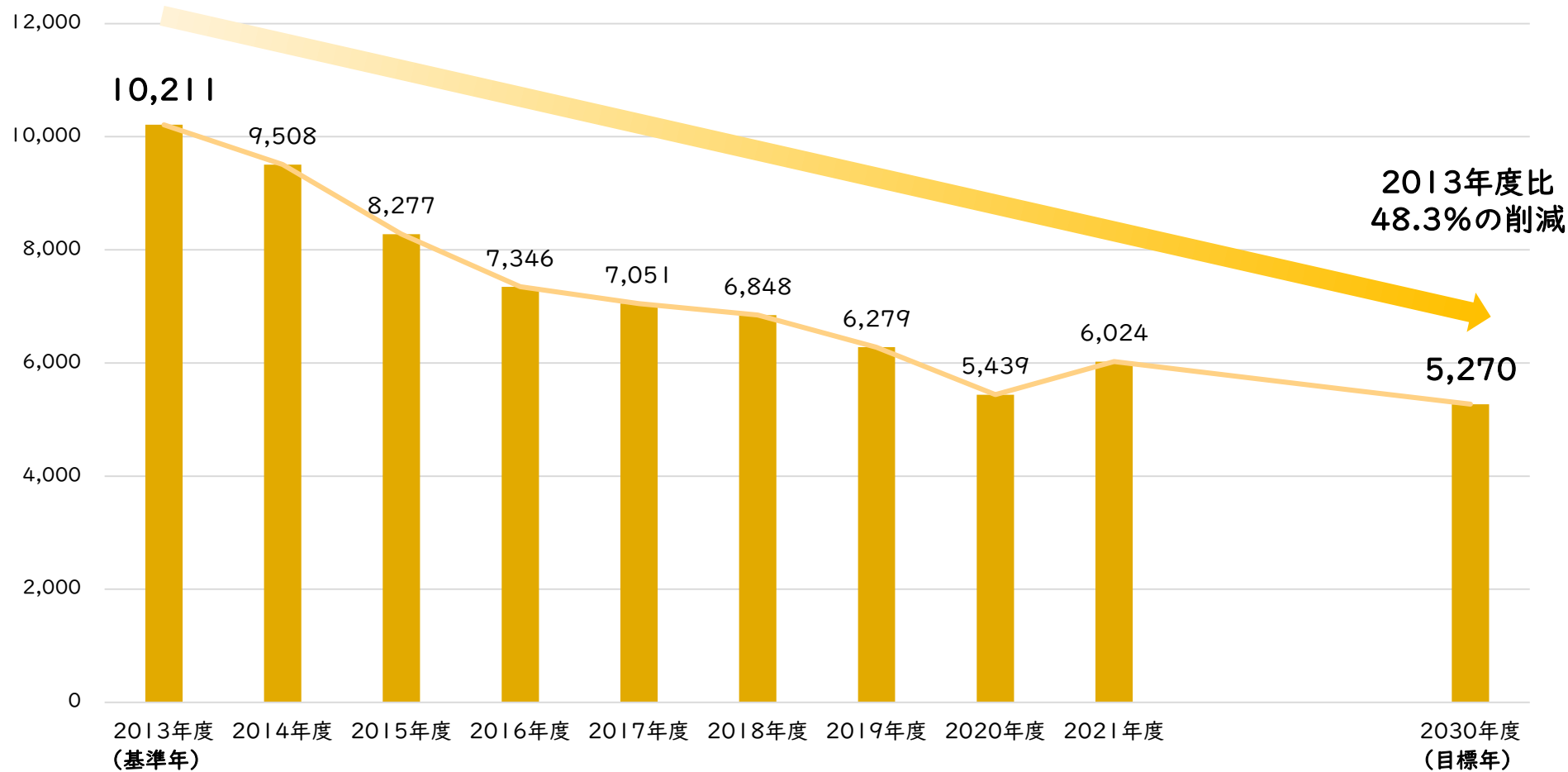
区分		単位	基準値
			2013年度
二酸化炭素	A施設	[t-CO ₂]	639
	B施設	[t-CO ₂]	3,245
	C施設	[t-CO ₂]	5,902
	公用車	[t-CO ₂]	177
その他の温室効果ガス		[t-CO ₂ 換算]	249
合計			10,211



将来推計値	
2030年度	増減率
148	-76.8%
1,724	-46.8%
3,004	-49.1%
148	-16.2%
247	-0.6%
5,270	-48.3%

温室効果ガス排出量の見通し

温室効果ガス排出量 推計



I 取組項目

基本方針の3つの柱に沿って、伊万里市役所が率先して取り組む行動項目を掲げる。
また、国の政策（デジタル田園都市国家構想※、SDGs※、自治体DX※など）の視点を取り入れながら、各種取組を推進する。

環境に配慮した
職場づくり

地球温暖化対策や循環型の社会づくりのために、日常の事務等において、技術的、財政的に可能な範囲で、温室効果ガスの排出抑制や製品等の長期利用、リサイクル、グリーン購入*の推進など、環境負荷の低減に向けて行動することにより、環境に配慮した職場づくりを推進する。

環境に配慮した
公共事業の実施

土木・建築等の公共事業の実施に当たっては、環境負荷の少ない資材の使用や廃棄物の少ない工法の採用など、計画段階から施工時まで環境保全対策を推進する。

職員一人ひとりの
環境保全活動の推進

職員一人ひとりが環境保全意識の向上に努め、環境に対する負荷の低減に積極的に取り組むとともに、地域や家庭において率先して環境保全活動を推進する。

環境に配慮した職場づくり



温室効果ガスの排出削減

(1) 市有施設の省エネルギーの推進

<目標> 省エネ行動の定着と施設等の省エネ化

① 市有施設の電気・燃料等の使用の抑制

市有施設等の電気使用量や燃料使用量を削減し、エネルギー利用の抑制を図る。

- ▶ 昼休み時間や残業時の不必要な照明は消灯する。
- ▶ 会議室利用後は消灯する。
- ▶ 不要な天井照明を減らす。
- ▶ 照明器具は定期的に清掃する。
- ▶ 不必要時のOA機器等の電源断もしくは省電力モードの有効活用を図る。
- ▶ 最終退出者は消灯する。
- ▶ 上下階への移動は階段を利用する。
- ▶ 空調は適切な使用期間及び適正な温度設定の調整を図る。
- ▶ 空調機器はこまめな清掃に努める。
- ▶ カーテン等を活用し、空調の効率化に努める。
- ▶ 水曜日・金曜日のノー残業デーの徹底による点灯時間の縮減に努める。
- ▶ 残業しない職員は早く退庁する。
- ▶ クールビズ*、ウォームビズ*に積極的に取り組む。
- ▶ 庁舎等の自動販売機の商品照明を消灯する。
- ▶ グリーンカーテンの取組を促進する。

② 省エネルギー機器の導入

省エネルギー型のOA機器や家電製品等、エネルギー消費効率の高い製品の導入を図る。

- ▶ 省エネルギー型機器・設備の導入を図る。
- ▶ LD-Tech*や統一省エネラベル*を参考にエネルギー効率の良い機種を選定する。
- ▶ 空調機器の更新・導入にあたっては、APF*の大きい機種の導入に努め、ダウンサイジングとなるような空調方式の変更についても検討する。
- ▶ 設備更新にあたっては、省エネルギー診断やESCO事業*の活用を検討する。
- ▶ 設備更新と併せてBEMS*を導入することにより、エネルギー使用の適正かつ効率的な管理を図る。
- ▶ 計画的な設備更新が実施できるように、導入設備の把握を行った上で整備計画の作成に努める。
- ▶ 公共施設におけるZEB*の実現。

③ 再生可能エネルギー等の活用促進

施設・設備等の整備時等には、最大限、再生可能エネルギー利用機器や設備等の導入を進める。

- ▶ 太陽光発電や風力発電などの再生可能エネルギーの活用と併せて、蓄電池の導入を進める。
- ▶ 下水処理後に発生する消化ガスなど、廃熱や未利用エネルギー等の有効利用に努める。

④ 節水の推進

水資源の保全及び浄化に必要なエネルギーの消費抑制のため、庁舎等の節水の推進を図る。

- ▶ 節水型機器の導入に努める。
- ▶ 節水型トイレ、自動水栓の採用を図る。
- ▶ 水道水圧の調整を図る。
- ▶ 日常的な節水を励行する。

(2) 環境負荷の少ない電気と自動車の使用

<目標> 環境配慮契約の推進とエコドライブの定着

① 環境に配慮した電気事業者からの電力調達

電気使用に伴い発生する二酸化炭素排出量を減らすため、主に高圧施設の環境配慮契約の推進を図る。

▶伊万里市電力の調達に係る環境配慮方針に則した契約を実施する。

② 環境に配慮した自動車の利用

公用車の更新にあたっては低公害車の導入を推進するとともに、エコドライブを実施する。

- ▶利用形態に応じて普通車から軽自動車への買い換えを推進する。
- ▶更新時には、低公害車を導入する。
- ▶走行ルート合理化、相乗り等、効率的な運行に努める。
- ▶急発進、急加速、空ふかしを抑制する。
- ▶経済走行（一般道40～60km、高速道80km）を行う。
- ▶不要物の積載等をしない。
- ▶5秒以上の停止が見込まれる時は、アイドリングストップを行う。
- ▶WEB研修やリモート会議などを取り入れ、出張の一部削減を図る。
- ▶近距離の移動は、徒歩、自転車を活用する。

(3) 温室効果ガスの発生源の適正な管理

<目標> 適正管理による温室効果ガスの排出削減

① ボイラー設備の適正管理

ボイラー設備等の適正な管理により、燃焼時に発生する二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素の排出量の低減に努める。

- ▶ 定期点検を実施する。
- ▶ 燃焼効率の適正管理を図る。

② HFC封入設備の適正管理

ハイドロフルオロカーボン(HFC)を封入した公用車や空調設備、冷暖房等を適正に管理し、廃棄時には適正に処理する。

- ▶ 定期点検を実施する。
- ▶ 漏えいの防止に努める。
- ▶ 廃棄時には業者への指導を行う。

(1) リデュース

<目標>物を捨てないオフィスづくり

① 用紙類の使用量の削減

用紙類は、両面コピーや裏面使用の徹底等により、使用量の削減に努める。

- ▶ペーパーレス化や行政手続きのオンライン化を推進する。
- ▶両面コピー、両面印刷、縮小コピーを活用する。
- ▶使用済み用紙の裏面を利用する。
- ▶印刷、コピーは必要最小限で行い、ミスコピーの防止に努める。
- ▶資料の簡素化、共同利用を推進するとともに、会議などにおいてプレゼンテーションソフト等を有効に活用する。
- ▶電子メール、グループウェアを積極的に利用する。
- ▶古封筒を再利用する。
- ▶不必要なFAX送付状は省略する。

② ごみの減量化

燃えるごみの処分に伴い排出される二酸化炭素の削減のために、ごみの分別の徹底、リサイクル可能な物品の活用により、ごみの排出量の削減に努める。

- ▶ 分別収集を徹底する。
- ▶ 紙コップ、使い捨ての弁当容器等は使用しないように努める。
- ▶ 物品の発注時は簡易包装を推進する。
- ▶ ノーカーボン紙、感熱紙等の再生できない用紙類の使用を控える。
- ▶ 詰替え可能品（リターナブル製品）を活用する。

(2) リユース

<目標>物を大切に作るオフィスづくり

① 備品等の長期使用・廃棄時における適切な処理

物品管理の徹底による事務用品、電気製品等の長期使用、不用となった物品の再利用・交換使用などによる有効利用を図る。

- ▶ 事務用品、電気製品等は修理するなど長期使用に努める。
- ▶ 不用品は所管換え等により再使用する。

(3) リサイクル

<目標>物を考えるオフィスづくり

① ごみの分別、再資源化の推進

ごみの分別を徹底し、古紙その他のごみの再資源化を推進する。

- ▶古紙回収ボックス等により紙類の再資源化を図る。
- ▶乾電池を回収することにより再資源化を図る。
- ▶缶、瓶、ペットボトルの分別を徹底する。
- ▶各施設において生ごみ等の堆肥化を推進する。

② 環境に配慮した製品等の購入・使用

事務用品等について、環境省が示す「グリーン購入取組ガイドライン」に沿い、環境負荷が少なく環境に配慮したグリーン購入、使用を推進する。

- ▶環境負荷の少ない製品（エコマーク*、グリーンマーク*、再生紙使用マーク*、国際エネルギースターロゴ製品*等）及びリサイクルルートの確立されている製品の購入、使用を推進する。
- ▶コピー用紙は、「総合評価値が80^{以上}」、「古紙パルプ配合率*ができるだけ高い」、「バージンパルプの合法性の担保」、「白色度*が低い」、「できるだけ簡易包装されている」を基準として購入する。

(1) 建設副産物*の3R活動の推進

<目標> 建設廃棄物が少ない公共事業

① 建設副産物のリデュース・リユース

建設副産物の発生抑制工法の採用、分別の徹底による建設副産物の減量化や、利用可能な建設副産物の再利用を図る。

- ▶建設副産物の発生抑制工法、資材を検討する。
- ▶建設副産物の分別を徹底する。
- ▶分別した建設副産物の適正保管を指導する。
- ▶建設副産物の減量化を図る。
- ▶建設副産物の現場内や工場間の利用に努める。
- ▶建設発生土の工事間流用の促進を図る。
- ▶建設発生土再利用に関する情報の収集・提供に努める。
- ▶建設副産物の適正処分の確認をする。

② 建設副産物のリサイクル

建設副産物から作られた再生資材の利用や、建設副産物の再資源化に努める。

- ▶再生資材の利用促進の指導を行う。
- ▶汚泥改良土の利用に努める。
- ▶建設副産物の再資源化施設への搬入を図る。

(2) 環境負荷の少ない設計の採用

<目標> 環境にやさしい建築物の構築

① 省エネルギー型設計の採用

設計にあたっては、建築物等の省エネルギー化、電気使用量の平準化等を進める。

- ▶ 計画設計段階における自然採光、通風等の確保に努める。
- ▶ 複層ガラスなど窓の断熱化に努める。
- ▶ 機械設備、照明設備、給湯設備、昇降機等の設置・整備において、省エネルギー化を図る。
- ▶ 太陽エネルギーなどの再生可能、未利用エネルギーの採用に努める。

② 水の有効利用の推進

節水型設備の採用や雑用水（雨水等）の利用により、水の有効利用に努める。

- ▶ 節水型トイレ、自動水栓の採用に努める。
- ▶ 雑用水の利用システムの採用に努める。

③ 木材資源の有効利用

熱耐木材製の型枠の使用を抑制し、持続的経営が行われている国内の森林から生産された木材の有効利用を推進するとともに、木材製品の長期使用、再利用を促進する。

- ▶代替型枠の使用、PC製品*など二次製品の採用を促進する。
- ▶木材製品の長期利用、再利用を促進する。
- ▶間伐材の有効利用を推進する。

④ 敷地内、周辺環境の保全と創造

設計にあたっては、周辺環境との調和、緑地など自然環境に配慮する。工事の実施にあたっては、工事に伴って発生する騒音、振動、粉塵、排ガス等を低減し、自然環境の保全に努める。

- ▶環境に配慮した緑化や緑地の整備、水辺環境の保全の促進を図る。
- ▶建築物の設計にあたっては、周辺環境との調和に配慮する。
- ▶施設の設計等にあたっては、緑地など自然環境に配慮した計画の促進を図る。
- ▶低公害型建設機械や車両の利用を促進する。
- ▶建設機械等の適正な利用を促進する。
- ▶既存の樹木をそのまま活用するか、移植するなど環境の保全に努める。

(3) 環境の保全と創出

<目標> 緑が多いまちづくり

① 緑地の保全・育成

二酸化炭素の吸収源としての森林等緑地の保全、育成を図る。

- ▶ 市有林の保全、育成を図る。
- ▶ 集落林や植林地等の保全に努める。
- ▶ 間伐により健全で活力ある森林を造成する。
- ▶ 伐採跡地、荒廃地等における植林の促進を図る。
- ▶ 緑の基金の運用を図る。

② 公園の整備と緑化の推進

公園等を整備し、公園や施設内の緑化を推進するとともに、適切な維持管理を図る。

- ▶ 地域の特性に応じた公園整備に努め、公園内の適度な緑化と適切な維持管理を図る。
- ▶ 施設周辺は可能な限り緑化を施し、適切な維持管理を図る。
- ▶ 街路樹等の環境整備を促進する。

職員一人ひとりの環境保全活動の推進

(1) 職員の環境保全活動への積極的な取組

<目標> 環境にやさしい職員の育成

① 職員の環境に関する研修、情報の提供

職員の環境保全に対する意識の向上のため、環境に関する研修を実施するとともに、環境に関する情報を提供する。

- ▶ 計画的な環境に関する研修を実施する。
- ▶ 環境に関する情報の提供を積極的に行う。
- ▶ 地域等の環境保全活動への参加を奨励する。

(2) 職員一人ひとりの取組

<目標> 環境にやさしい行動

① 積極的な取組

職員は本計画に定めた具体的行動のうち、職員として行うべき項目について自主的、積極的に取り組む。

- ▶ 自主的、積極的な取組を実践する。
- ▶ 環境に対する負荷の低減等に関する情報収集を行い、研修、講演会へ積極的に参加する。
- ▶ エコドライブに取り組む。
- ▶ ノー残業デーを徹底する。
- ▶ 所属等で実施する環境に対する負荷の低減のための取り組みに、積極的に参加する。

② 職員提案

職員は、本計画の基本方針や目標等を達成するため、環境に対する負荷の低減のための取組の具体的提案を積極的に行う。

- ▶所属等における取組の具体的提案を行う。
- ▶個人としての取組の具体的提案を行う。
- ▶本計画の推進に関する具体的提案を行う。

③ 地域における環境保全活動の実践

職員は、地域や家庭における環境保全のための活動等に、自発的、積極的に取り組む。

- ▶地域における一斉美化活動等、環境保全活動に積極的に参加する。
- ▶家庭において、省エネルギー、省資源及びごみの分別の徹底、排出量の削減に努める。

1 計画の実行

伊万里市役所における本庁、出先機関、小・中学校及び義務教育学校、保育園等の対象となるすべての機関（以下、「各所属」という。）は、本計画に基づき、その実践に積極的に努めることとする。

また、指定管理及びPFIを適用している施設についても同様の取組を実施するように協力要請を行うが、今後、新たな委託契約の締結や現行契約の更新を行う場合には、契約書等に事務事業編を遵守する旨を明記するなど、運用面等における省エネルギー行動の推進や、設備改善を伴う省エネ工事等への協力などについて依頼し調整する。

2 管理推進体制

(1) 伊万里市地球温暖化対策実行計画推進会議

伊万里市地球温暖化対策実行計画推進会議（以下、「推進会議」という。）は、市長を会長、総務部長と市民交流部長を副会長とし、各部長、各部庶務担当課長及び各関係課長を委員として構成し、計画を策定するとともにその取組目標を設定し、目標達成に向けた取組の実施を指示する。

また、取組結果を点検・評価するとともに、必要に応じて計画や目標等の見直しを行う。

(2) 幹事会

幹事は所属部内の具体的行動の指示、所属間の連絡調整及び指導を行う。また、部内の各課等の取組状況を点検・評価し、改善を指示する。また、幹事会（推進会議の補助機関）において、計画案及び内容の点検・見直し案を策定し、推進会議に提案する。

(3) 事務局

各所属から報告された取組結果を取りまとめ、温室効果ガス排出量の算定や点検・評価、推進会議への報告、公表を行う。

事務局は、環境政策課に置く。

算定方法等

- ・各所属から報告された「項目別使用量集計表」により、エネルギー使用量を集計し、本市の組織及び施設における全ての事務及び事業の温室効果ガス排出量を算定する。
算定方法は「温室効果ガス総排出量 算定方法ガイドライン ver1.0」（平成29年3月 環境省）に準拠する。
- ・算定結果により、計画全体の進捗状況を把握し評価するとともに、基準年度や前年度との比較により、増減要因の分析を行うことで、次年度以降の対策を講じる。
- ・各所属に対しては、「取組状況報告書」の点検・評価も含めて、次年度以降の行動計画にフィードバックすることにより、継続的改善を図るものとし、必要に応じて職員研修を実施する。
- ・「温対法」に基づき、本計画の進捗状況や温室効果ガス排出量の算定結果について、ホームページ等で公表を行う。

(4) 所属における推進体制

推進責任者

所属長は「推進責任者」として、所属の行動目標を定めた行動計画を策定する。

また、計画の内容・取組目標について、職員の周知を図り、職員一人ひとりの目標達成に向けた具体的な行動を積極的に推進する。

推進員

庶務担当係長または施設管理者は「推進員」として、各所属内の連絡調整や、取組の推進、所属内の取組結果の集計及び事務局への3か月ごとの報告を行う。

また、推進責任者からの指示により、取組結果の点検・評価をするとともに所属職員へ改善を指示する。

報告内容

- ① 行動計画・・・・・・・・・・所属において取り組むべき具体的な取組内容を設定した行動計画を策定する。
- ② 項目別使用量集計表・・・・・・・・温室効果ガス排出量の算定のため、各月ごとのエネルギー使用量をまとめる。
- ③ 取組状況チェックリスト・・チェックリストの具体的な行動の取組状況を5段階で評価、点検する。
- ④ 取組状況報告書・・・・・・・・所属において1年間の取組の評価、報告を行い、さらなる取組の強化を図る。

(5) 体制図

管 理

推 進

実 施

地球温暖化対策実行計画推進会議

推進会議

会 長：市長
副会長：総務部長、市民交流部長
委 員：各部長、各部庶務担当課長、
関連部署所属長

- ・計画の策定、見直し
- ・取組実施の指示
- ・取組結果の点検、評価

幹事会

幹 事：委員所属部署の係長

- ・計画案等の作成、推進会議へ提案
- ・取組実施の指示
- ・取組結果の点検、評価
- ・所属間の連絡調整

指示・連絡

事務局

環境政策課

- ・計画の推進、運営
- ・各所属からの報告の
取りまとめ
- ・研修の実施
- ・温室効果ガス排出量の算定、
会議への報告、公表

各所属

推進責任者

所属長（各課長）

- ・行動計画の策定
- ・計画の内容、取組目標の周知
- ・実施状況の把握
- ・取組の推進

推進員

庶務担当係長、施設管理者

- ・各所属内の連絡調整
- ・取組の推進
- ・所属内の取組結果の集計及び
事務局への3か月ごとの報告

所属職員

- ・計画に基づいた取組の実施

報告・提案

(6) 計画の進捗管理

本計画を着実に実行するために、PDCAサイクルに基づいた進捗管理を行う。

PLAN (計画)

推進会議を中心とした管理部門

- ・ 実行計画の策定
- ・ 取組方針、目標の決定
- ・ 各課、施設に実行指示

推進責任者を中心とした全職員

- ・ 行動計画の策定、実行指示

DO (実行)

推進会議を中心とした管理部門

- ・ 職員への実行計画の周知
- ・ 取組の推進、周知、励行
- ・ 研修等の実施

推進責任者を中心とした全職員

- ・ 行動計画に基づく取組の実践

推進会議を中心とした管理部門

- ・ 次年度の計画、目標の見直し
- ・ 結果の公表

推進責任者を中心とした全職員

- ・ 次年度の取組目標の設定
- ・ 計画、取組の改善提案

ACTION (改善)

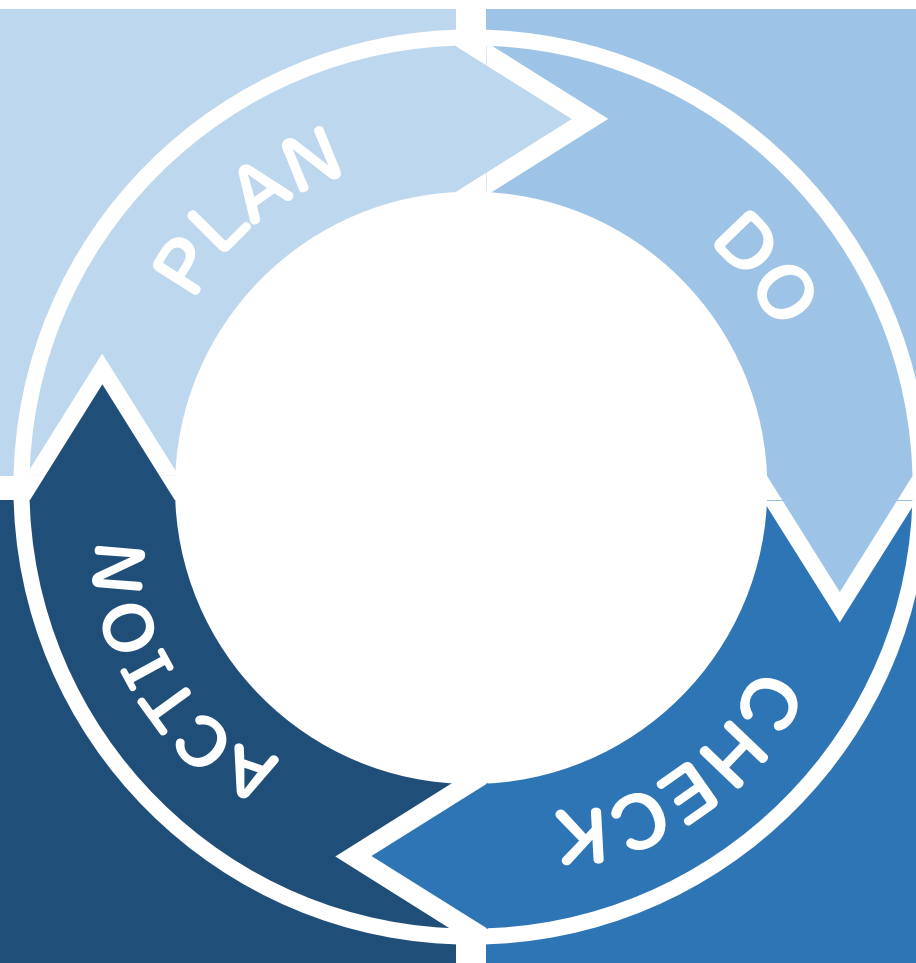
推進会議を中心とした管理部門

- ・ 温室効果ガス排出量の算定
- ・ 計画の進捗状況の把握、評価

推進責任者を中心とした全職員

- ・ エネルギー使用状況と
取組結果の把握、評価、報告

CHECK (評価)



伊万里市地球温暖化対策実行計画推進会議設置要綱（平成12年告示第94号）

（設置）

第1条 本市における、総合的かつ計画的な地球温暖化対策実行計画の策定及びその推進を図るため、伊万里市地球温暖化対策実行計画推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 推進会議は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について協議し、その推進を図る。

- (1) 地球温暖化対策実行計画の策定、変更及び公表に関すること。
- (2) 地球温暖化対策実行計画の推進に係る連絡調整に関すること。
- (3) その他目的達成のための必要な事項に関すること。

（組織）

第3条 推進会議は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

2 会長は市長をもって充て、副会長は総務部長及び市民交流部長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長不在の場合は、副会長がその職務を代理する。

5 委員は、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。ただし、会長は、必要と認めるときは、臨時に委員を指名することができる。

（会議）

第4条 推進会議は、会長が招集し推進会議の議長となる。

（幹事会の組織）

第5条 推進会議の補助機関として、幹事会を置く。

2 幹事会は、幹事長及び幹事をもって組織する。

3 幹事長は、幹事の互選により定める。

4 幹事は、別表2に掲げる職にある者をもって充てる。ただし、会長は、必要と認めるときは、臨時に幹事を指名することができる。

（幹事会の会議）

第6条 幹事会の会議は、幹事長が招集する。

2 幹事は、幹事会の招集を幹事長に求めることができる。

（庶務）

第7条 推進会議の庶務は、市民交流部環境政策課において行う。

（補則）

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成12年10月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年5月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年6月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年9月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年7月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年5月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年5月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年1月29日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年5月27日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年7月10日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年11月1日から施行する。

別表 1

総合政策部長	企画政策課長	管理課長
健康福祉部長	プロジェクト推進課長	水道施設課長
建設農林水産部長	財政課長	下水道施設課長
上下水道部長	情報政策課長	教育総務課長
教育部長	市民課長	学校給食センター所長
総務課長	福祉課長	
契約監理課長	道路河川課長	

別表 2

総務課行政係長	情報政策課情報政策係長	水道施設課浄水 1 係長
契約監理課契約監理係長	市民課記録管理係長	水道施設課浄水 2 係長
企画政策課企画 1 係長	福祉課福祉総務係長	下水道施設課下水道工務係長
プロジェクト推進課公共施設マネジメント係長	道路河川課土木管理係長	教育総務課総務企画係長
財政課管財係長	管理課総務係長	学校給食センター管理係長

用語解説

◆地球温暖化

二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの大気中濃度が増加し、これに伴って太陽からの日射により地表面から放熱する熱が、温室効果ガスに吸収されることにより再び地表を温める現象を「温室効果」といい、人間の活動等によって温室効果が強まることで引き起こされる気温の上昇を「地球温暖化」という。

環境への主な影響としては、①海面水位の上昇に伴う陸域の減少、②豪雨や干ばつなどの異常現象の増加、③生態系への影響や砂漠化の進行、④農業生産や水資源への影響、⑤マラリヤなどの熱帯性の感染症の発生数の増加などがある。

◆温室効果ガス

下表の7種の温室効果ガスが、温暖化対策推進法の対象となっている。他にオゾン、フロン、ハロンなどがある。このうち、本計画で算定の対象とされているガスは、三ふっ化窒素を除いた6種である。

ガスの種類	地球温暖化係数	性質	用途、排出源
二酸化炭素 (CO ₂)	1	代表的な温室効果ガス。	化石燃料の燃焼など。
メタン (CH ₄)	25	天然ガスの主成分で、常温で気体。よく燃える。数ある窒素酸化物の中で最も安定した物質。他の窒素酸化物(例えば二酸化窒素)などのような害はない。	稲作、家畜の腸内発酵、廃棄物の埋め立てなど。
一酸化二窒素 (N ₂ O)	298		燃料の燃焼、工業プロセスなど。
ハイドロフルオロカーボン (HFC)	12~14,800	塩素がなく、オゾン層を破壊しないフロン。強力な温室効果ガス。	スプレー、エアコンや冷蔵庫などの冷媒、化学物質の製造プロセスなど。
パーフルオロカーボン (PFC)	7,390~7,340	炭素とフッ素だけからなるフロン。強力な温室効果ガス。	半導体の製造プロセスなど。
六ふっ化硫黄 (SF ₆)	22,800	硫黄の六フッ化物。強力な温室効果ガス。	電気の絶縁体など。
三ふっ化窒素 (NF ₃)	17,200	窒素とフッ素からなる無機化合物。強力な温室効果ガス。	半導体の製造プロセスなど。

◆地球温暖化係数

二酸化炭素を基準にして、ほかの温室効果ガスがどれだけ温暖化する能力があるか示した数字のこと。

◆気候変動枠組条約

1992年、大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させることを究極の目標とする「国連気候変動枠組条約」が採択され、世界は地球温暖化対策に世界全体で取り組んでいくことに合意した。同条約に基づき、国連気候変動枠組条約締約国会議(COP)が1995年から毎年開催されている。日本からは全てのCOPに環境大臣が出席している。

◆カーボンニュートラル

温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させること。

2020年10月に政府は2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、カーボンニュートラルを目指すことを宣言した。

「排出を全体としてゼロ」というのは、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、植林、森林管理などによる「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすることを意味する。

◆PFI

公共施設等の設計、建設、維持管理及び運営に、民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行うことで、効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図るもの。

◆環境配慮契約

環境配慮契約とは、製品やサービスを調達する際に、環境負荷ができるだけ少なくなるような工夫をした契約のこと。グリーン購入と同様に、環境配慮契約は、調達者自身の環境負荷を下げるだけでなく、供給側の企業に環境負荷の少ない製品やサービスの提供を促すことで、経済・社会全体を環境配慮型のものに変えていく可能性を持っている。

◆LED照明

LEDは発光ダイオード(Light Emitting Diode)の略称で、電流を流すと発光する半導体の一種。このLEDを使用した照明機器全般を指し、省エネルギー、長寿命という特徴がある。

従来、使用されている蛍光灯と比較すると50%以上、白熱電球との比較では80%以上の省エネルギー効果があり、現在では一般に普及している。

◆エコドライブ

環境への影響を最小限に抑える自動車の運転方法で、具体的には、不要なアイドリングや荷物の積載をしない、急加速・急発進をしない、タイヤの空気圧の適正化などがある。

ECO DRIVE

◆低公害車

窒素酸化物（NO_x）や粒子状物質（PM）等の大気汚染物質の排出が少ない、またはまったく排出しない、燃費性能が優れているなどの環境にやさしい自動車をいう。

①燃料電池自動車

車載の水素と空気中の酸素を反応させて、燃料電池で発電し、その電気でモーターを回転させて走る自動車。

②電気自動車

バッテリー（蓄電池）に蓄えた電気モーターを回転させて走る自動車。

③天然ガス自動車

家庭に供給されている都市ガスの原料でもある天然ガスを燃料として走る自動車。

④メタノール自動車

アルコールの一種であるメタノールを燃料として走る自動車。メタノールは天然ガスや石炭から合成されるほか、生ごみやバイオマスからの合成も可能である。

⑤ハイブリッド自動車

複数の動力源を、それぞれの利点を組み合わせて駆動することにより、低燃費と低排出を実現する自動車。

⑥低燃費かつ低排出ガス認定車

「エネルギーの使用の合理化に関する法律」に基づく燃費基準（トップランナー基準）を早期達成（低燃費車）しており、かつ「低排出ガス車認定実施要領」に基づく低排出ガス認定を受けている自動車。



◆グリーン購入

購入の必要性を十分に考慮し、品質や価格だけでなく環境のことを考え、環境負荷ができるだけ小さい製品やサービスを環境負荷の低減に努める事業者から優先して購入すること。グリーン購入の推進を目的として、企業、行政、消費者の緩やかなネットワークとして「グリーン購入ネットワーク」が設立され、「グリーン購入基本原則」が示された。

◆グリーン購入基本原則

グリーン購入を自主的かつ積極的に進めようとする様々な個人や組織の役に立つようにグリーン購入の基本的な考え方をまとめたものである。

①「必要性の考慮」

購入する前に必要性を十分に考える。

②「製品・サービスのライフサイクルの考慮」

資源採取から廃棄までの製品ライフサイクルにおける多様な環境負荷を考慮して購入する。

（1）「環境汚染物質等の削減」

環境や人の健康に影響を与えるような物質の使用や排出が削減されていること。

（2）「省資源・省エネルギー」

資源やエネルギーの消費が少ないこと。

（3）「天然資源の持続可能な利用」

再生可能な天然資源は持続可能に利用していること。

（4）「長期使用性」

長期間の使用ができること。

（5）「再使用可能性」

再使用が可能であること。

（6）「リサイクル可能」

リサイクルが可能であること。

（7）「再生素材等の利用」

再生材料や再使用部品を用いていること。

（8）「処理・処分の容易性」

廃棄されるときに適正な処理・処分が容易なこと。

③「事業者取り組みの配慮」

環境負荷の低減に努める事業者から製品やサービスを優先して購入する。

（1）「環境マネジメントシステムの導入」

組織的に環境改善に取り組むしくみがあること。

（2）「環境への取り組み内容」

省資源、省エネルギー、化学物質等の管理・削減、グリーン購入、廃棄物の削減などに取り組んでいること。

（3）「環境情報の公開」

環境情報を積極的に公開していること。

④「環境情報の入手・活用」

製品・サービスや事業者に関する環境情報を積極的に入手・活用して購入する。

◆3R

循環型社会を形成していくためのキーワードとして用いられている。

①リデュース

ごみを出さないこと。「ごみの発生抑制」ともいわれる。生産工程で出るごみを減らしたり、使用済み製品の発生量を減らしたりすることを指す。

②リユース

一度使用して不要になったものをそのままの形でもう一度使うこと。

③リサイクル

ごみを原料として利用すること。「再資源化」や「再生利用」といわれることもある。

◆クールビズ

夏の暑い日でも、軽装などによって適正な室温で快適に過ごすライフスタイル。

◆ウォームビズ

過度な暖房に頼らず服装などの様々な工夫をして冬を快適に過ごすライフスタイル。

COOLBIZ

クールビズ

WARMBIZ

ウォームビズ

◆LD-Tech

Leading Decarbonization Technologyの略称。環境省が定めた先導的な脱炭素技術のことで、脱炭素化を促進する設備・機器等のうち、CO₂削減に最大の効果をもたらす製品を、環境省LD-Tech認証製品として公表し、脱炭素社会の実現を目指している。

◆統一省エネラベル

省エネ法では、家電等の省エネ基準を定めている（トップランナー制度）。この基準を達成しているかどうか等の省エネ性能を分かりやすくラベルで表示するもの。



ポイント
1 多段階評価点
市場における製品の省エネ性能を高い順に5.0～1.0までの41段階で表示します。

ポイント
2 省エネルギーラベル
トップランナー制度における、機器区分ごとに定められた省エネ基準をどの程度達成しているかを表示します。

ポイント
3 年間目安エネルギー料金
当該製品を1年間使用した場合の経済性を、年間目安エネルギー料金で表示します。
※年間目安エネルギー料金は、年間の目安電気料金、目安ガス料金または目安灯油料金のことを指します。

◆APF（通年エネルギー消費効率）

Annual Performance Factorの略称。年間を通してある一定条件をもとにエアコンを使用したとき、1年間に必要な冷暖房能力を、1年間でエアコンが消費する電力量（期間消費電力量）で除した数値。APFが大きいほど、省エネ性能が優れている。

◆ESCO（エスコ）事業

Energy Service Company事業の略称であり、省エネルギー改修にかかる全ての経費を光熱水費の削減分で賄う事業であり、サービス提供事業者は、省エネルギー診断、設計・施工、運転・維持管理、資金調達などにかかる全てのサービスを提供する。省エネルギー効果の保証を含む契約形態（パフォーマンス契約）をとることにより、自治体の利益の最大化を図ることができる。

◆BEMS（ベムス）

Building and Energy Management Systemの略であり、人や温度のセンサーと制御装置を組み合わせ、業務用ビルの照明や空調などを制御し、最適なエネルギー管理を行うもの。

◆ZEB（ゼブ）

Net Zero Energy Buildingの略称で、快適な室内環境を実現しながら、建物で消費するエネルギーをゼロにすることを目指した建物のこと。

◆エコマーク

商品の製造・使用・廃棄等において、環境保全に役立つと認められた商品に付けられるマーク。消費者に、環境問題に関する情報を提供し、環境保全型商品の普及、環境保全意識の高揚を図ることを目的として、環境省の指導のもとに(財)日本環境協会が認定している。



◆グリーンマーク

古紙再生利用製品の意義と緑化推進・自然環境保護の推進を図ることを目的として、経済産業省の指導のもとに財古紙再生促進センターが認定している、古紙を利用した紙製品に付けられるマーク。



◆再生紙使用マーク

再生紙の利用を促進するため、3R活動推進フォーラムが推奨している古紙配合率が記されたマーク。



◆国際エネルギースターロゴ製品

オフィス機器について、製品の稼働、スリープ、オフ時の消費電力などについて、省エネ性能の基準を満たした製品に使用が認められたマーク。コンピュータ、ディスプレイ、プリンター、ファクシミリ、複写機、スキャナ、複合機、デジタル印刷機、コンピュータサーバが対象となっている。



◆古紙パルプ配合率

再生紙の原料パルプに占める古紙パルプの割合。数値が高いほど、古紙の配合が多い。

◆白色度

紙、製紙用パルプの白さを表す度合い。数字が高いほど白い。白色度を上げるには、木材チップや古紙をパルプ化する工程で多量の漂白剤や蛍光増白剤を使用したり、上質古紙を原料に使用したりする。白色度の低い製品を選ぶことは、環境への負荷を低減することになる。

◆建設副産物

建設工事に伴い、副次的に得られるもので、再生資源及び廃棄物を含むもの。再生資源として、建設発生土、アスファルト塊、コンクリート塊、建設発生木材がある。

◆PC（プレキャスト・コンクリート）製品

工場や現場サイトの製造設備により、種々の部材や製品として製造されたコンクリート製品の総称。橋桁のような大型部材からコンクリートブロックのような小型製品まで多種多様なものがある。

◆デジタル田園都市国家構想

デジタル技術の活用によって各地方の不便・不安・不利を解決しながら、地域の魅力を向上させようという取組。令和4年6月に政府が表明した。

◆SDGs

Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略称。持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標。2015年の国連サミットにおいてすべての加盟国が合意した「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中で掲げられた。2030年を達成年限とし、17のゴールと169のターゲットから構成されている。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



◆自治体DX

令和2年12月に政府が決定した「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」の中で、目指すべきビジョンとして示されたもの。自治体において、デジタル技術を活用することで業務フローや住民サービスの改革を進めていくこと。

DX：Digital Transformation（デジタルトランスフォーメーション）の略称。情報通信技術の浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること。

伊万里市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）
ストップザ温暖化 いまリアクションプログラム（第6次改訂）

■発行日 令和4年（2022年）11月

■発行者 伊万里市 市民交流部 環境政策課 脱炭素社会推進室

〒848-8501 佐賀県伊万里市立花町1355-1

TEL 0955-23-2144（直通）

<https://www.city.imari.saga.jp>
